

第23回半田市農業委員会総会議事録

令和7年4月21日午後2時00分下記議案審議のため半田市役所庁議室へ招集した。

議事日程

第1 議事録署名委員の指名

- 第2 第64号議案 農地法第3条の規定による許可申請について
第65号議案 農地法第4条の規定による許可申請について
第66号議案 農地法第5条の規定による許可申請について
第67号議案 農用地利用集積等促進計画の意見聴取について（一括契約）
報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
報告第2号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について
報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について
報告第4号 農地法第18条第6項の規定による通知について

委員の出欠席

農業委員			農地利用最適化推進委員		
番 号	氏 名	出欠席	担当区域	氏 名	出欠席
第1番	深津延幸	欠席	有脇・亀崎	石川丈夫	出席
第2番	小栗絵里	出席	乙川	高橋智恵	出席
第3番	岩橋克巳	出席	半田・岩滑	青木功雄	出席
第4番	新美久美子	出席	成岩	榊原且己	出席
第5番	竹内甲永	出席	板山	岩橋一成	出席
第6番	榊原久美	出席			
第7番	堀寄純一	出席			
第8番	石川敏彦	出席			
第9番	藤野道子	出席			
第10番	石川明美	出席			
第11番	新美周大	出席			

事務局出席者

事務局長	榊原正彦	書記	服部由紀
書記	安本源		

事務局

ただ今から第23回総会を開会いたします。
はじめに、会長よりご挨拶をお願いいたします。

会長

皆さま、本日はご参集いただきありがとうございます。半田の祭りも亀崎を残して概ね終り、5月になると愛知用水も通水し始めます。農業者としては大変な時期になりますが頑張っていきましょう。
本日も議事進行にご協力をよろしくお願いいたします。

事務局

ありがとうございました。それでは、総会に入らせていただきます。本日の出席委員は11名中10名です。また、推進委員5名中5名ご出席いただいております。それでは、半田市農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事進行は会長をお願いいたします。

議長

これより議事に入ります。まず日程第1の議事録署名委員、および、会議書記の指名を行います。半田市農業委員会会議規則第18条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり)

本日、議事録署名委員は5番の竹内甲永委員、6番の榊原久美委員となります。なお、本日の会議書記には事務局職員の服部氏、安本氏を指名いたします。

以上で日程第1を終わります。

それでは、日程第2の第64号議案「農地法第3条の規定による許可申請について」、3件出ております。番号703-1について、担当委員より調査、報告をお願いします。

委員

議案については記載のとおりです。譲渡人は持病もあり、体力的にも耕作が困難で後継人もいないことから申請人に譲渡したいとするものです。譲受人は経営規模を拡大し、ますます営農に力を入れていくとのことです。米・季節野菜を半田市、常滑市において家族四人で取り組んでおり、農作業歴も35年になります。場所は別冊1頁をご覧ください。現在と同様に田として利用予定のため周辺農地に及ぼす影響はありません。特段問題はないと考えます。

議長

番号703-1につきまして、ご質問・ご意見のある方はいらっしゃいますか。

(質問・意見なし)

番号703-1につきまして、承認される方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

番号703-1を承認・可決いたします。

続きまして、番号703-2について、事務局および担当委員より調査、報告をお願いします。

事務局

議案については記載のとおりです。譲受人は市内で養鶏を、市内・阿久比町にて水稻を営むものです。本件については、所有権を移転して経営規模の拡大を行いたいとするものです。阿久比町の耕作地も含めて現地を確認してまいりましたが、どの筆も良く耕作された跡が見られ、特段問題ないものと考えられます。場所については担当委員よりお願いいたします。

委員

場所については別冊 2 頁をご覧ください。譲受人の営む養鶏場の隣接地帯となっており特段問題ないものと考えられます。

議長

番号 703-2 につきまして、ご質問・ご意見のある方はいらっしゃいますか。

(質問・意見なし)

番号 703-2 につきまして、承認される方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

番号 703-2 を承認・可決いたします。

続きまして、番号 703-3 について、担当委員より調査、報告をお願いします。

委員

議案については記載のとおりです。譲受人は現在進行中の工業団地の対象地域に住宅及び耕作地をお持ちです。そのため、当該地を代替地として譲渡人より譲り受けることとなりました。場所については別冊 3 頁をご覧ください。住宅として取得予定の土地の南側が 3 条の申請地となっています。付近には排水路があり、農業排水はそちらに流されるものと考えます。

議長

番号 703-2 につきまして、ご質問・ご意見のある方はいらっしゃいますか。

(質問あり)

推進委員

自宅を移すものだと話を聞いているが、この件が該当になるのか。

事務局

この後にある農地法 5 条の議案にて審議する内容となります。

議長

番号 703-3 につきまして、承認される方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

番号 703-3 を承認・可決いたします。

続きまして、第 65 号議案「農地法第 4 条の規定による許可申請について」、2 件出ております。

番号 704-1 について、担当委員より調査、報告をお願いします。

委員

議案については記載のとおりです。申請人は牧場を経営されており、昭和 54 年に牛舎を建築後、牧場敷

地を拡張しながら現在に至りますが、一部農地転用許可申請をせずに利用をしてしまいました。今回、これらを是正して引き続き牧場敷地として使用するものです。この旨始末書が添付されており特段問題ないものと考えます。また、申請地は側溝がもうけられているため雨水がほかに流出することはないようです。場所は別冊4頁をご覧ください。牛舎豚舎が集まっている場所です。

委員

セントレアラインの南側は、堆肥施設の隣接地で荒れた状態でした。以上、審議のほどよろしく願いいたします。

議長

番号704-1につきまして、ご質問・ご意見のある方はいらっしゃいますか。

(質問・意見なし)

番号704-1につきまして、承認される方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

番号704-1を承認・可決いたします。

続きまして、番号704-2について、事務局及び担当委員より調査、報告をお願いします。

事務局

議案については記載のとおりです。本件は令和4年3月総会で審議、承認した営農型太陽光の5条一時転用の更新です。ただし、事業途上で令和6年3月太陽光の名義が土地所有者かつ営農者である申請人に継承されているため、今回は4条の一時転用の更新扱いとなります。直近の設備下部の農地における生産状況については、地域の平均的反収に対して8割を超えているため継続については特段問題ないものと考えられます。農作物は牧草です。場所については担当委員よりお願いします。

委員

場所は別冊の5頁をご覧ください。大型の太陽光施設に隣接した場所であり、現場を確認しましたが特段問題ないと考えられます。

議長

番号704-2につきまして、ご質問・ご意見のある方はいらっしゃいますか。

(質問・意見なし)

番号704-2につきまして、承認される方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

番号704-2を承認・可決いたします。

続きまして、第66号議案「農地法第5条の規定による許可申請について」、3件出ております。

番号705-1について、事務局より調査、報告をお願いします。

事務局

議案については記載のとおりです。借受人は貸付人の孫で実家が営む農業をともに行うものです。このたび、父親からの農業継承を行うに向けて申請地に農家住宅を建築したいとするものです。場所については本日欠席の担当委員が確認の上、事前に事務局にご報告いただき、特段問題ないとのことでしたのでここに報

告いたします。審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長

番号 705-1 につきまして、ご質問・ご意見のある方はいらっしゃいますか。

(質問・意見なし)

番号 705-1 につきまして、承認される方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

番号 705-1 を承認・可決いたします。

続きまして、番号 705-2 について、事務局及び担当委員より調査、報告をお願いします。

事務局

議案については記載のとおりです。借受人は市内で土木建築業を営む法人で、雨水管整備工事の資材置場を一時転用で設置したいとするものです。一時転用のため、工期は3年以内となります。担当委員からは、一時転用のため撤収時は砂利の撤去状況を農業委員会としてよく確認したいとのことでした。場所については担当委員よりよろしくお願ひいたします。

委員

場所については別冊7頁をご覧ください。先月開通した環状線から南へ進んだ場所にある一軒家の隣の場所になります。現地は問題ないと思います。

議長

番号 705-2 につきまして、ご質問・ご意見のある方はいらっしゃいますか。

(質問・意見なし)

番号 705-2 につきまして、承認される方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

番号 705-2 を承認・可決いたします。

続きまして、番号 705-3 について、担当委員より調査、報告をお願いします。

委員

番号 703-2 と同様に工業団地に該当する自宅より代替地となる申請地へ引っ越すことによる農家住宅の建築のための申請です。申請地は 703-2 の北側隣接地となっており、排水に関しては合併処理式の浄化槽を利用して処理したのち側溝へ流すとのこと。特段問題ないものと考えます。

議長

番号 705-3 につきまして、ご質問・ご意見のある方はいらっしゃいますか。

(質問・意見なし)

番号 705-3 につきまして、承認される方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

番号 705-3 を承認・可決いたします。

続きまして、第 67 号議案「農用地利用集積等促進計画の意見聴取について」、2 件出ております。

番号 706-1・706-2 について、関連しておりますので一括し、事務局及び担当委員より調査、報告をお願

いします。

事務局

議案については記載のとおりです。借受人は市外在住ですが、市内で広く耕作をされている農家です。今回の場所はすでに耕作をしている田が多くあるエリアで、これまでの耕作と合わせて取り組まれるものと考えます。場所については担当委員よりお願いします。

委員

場所については別冊 9 頁をご覧ください。2 筆ともに前年の耕作をしていた跡もみられ特段問題ないと考えます。

議長

番号 706-1・706-2 につきまして、ご質問・ご意見のある方はいらっしゃいますか。

(質問・意見なし)

番号 705-3 につきまして、承認される方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

番号 705-3 を承認・可決いたします。

議案については以上となります。続きまして、報告に移らせていただきます。報告第 1 号「農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出」が 8 件、報告第 2 号「農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出」が 1 件、報告第 3 号「農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出」が 10 件、報告第 4 号「農地法第 18 条第 6 項の通知」が 2 件ありました。添付書類も含め完備しておりましたので、専決により書類を受理しましたことをご報告いたします。

議長

報告第 1 号から第 4 号について、何かご質問ご意見等はございませんか。

(異議なしの声多数あり)

これで第 2 3 回半田市農業委員会総会を閉会します。

(午後 3 時 0 0 分)

以上議事の内容を録して下記の者が署名した。

半田市農業委員会長 印

半田市農業委員 印

半田市農業委員 印